

## 令和7年度 旭川市・水原市青少年交流 実施要領

### 1 目的

両市の相互理解を更に促進するとともに、異文化体験により青少年の国際感覚を養い、豊かな人間性を育み、友好関係を一層発展させることを目的とする。

### 2 主催

旭川市

### 3 共催

旭川市国際交流委員会

### 4 派遣及び受入先

- (1) 派遣 大韓民国京畿道水原市
- (2) 受入 日本北海道旭川市

### 5 実施期間

- (1) 派遣 令和7年 8月6日(水) から 8月10日(日) まで(4泊5日)
- (2) 受入 令和7年11月7日(金) から11月11日(火) まで(4泊5日)

### 6 対象者

市内に在住又は通学する高校1年生及び2年生

### 7 応募条件

- (1) 水原市青少年の来旭時に家族とともにホームステイの受入ができること。
- (2) 水原市青少年の受入中、指定の時間、場所に送迎ができること。
- (3) 心身ともに健康で、旭川市の代表として、本事業の目的達成に意欲があり、規律ある行動ができること。
- (4) 事前研修や出発に係る挨拶など、派遣と受入に係る各プログラム(全7～8回)に参加できること。
- (5) 派遣及び受入に当たって保護者の承諾が得られること。

### 8 派遣人数

青少年8名、引率者2名とし、両市同数とする。

### 9 滞在方法

高校生はホームステイ、引率者はホテルでの宿泊を基本とする。

### 10 交流内容

事業の目的に合致する交流内容(視察を含む。)を受入市側が計画し、実施する。

## 11 費用負担

原則として受入側と派遣側の費用負担は次のとおりとする。

- (1) 受入側は、青少年及び引率者の宿泊費、食費、交通費、視察先入館料、通訳料などの滞在に要する費用を負担する。
- (2) 派遣側は、青少年及び引率者の受入側の空港までの渡航費用を負担する。

## 12 参加者の費用負担

- (1) 本事業の参加費は30,000円とする。
- (2) パスポートは各自で用意し、取得費用は各自の負担とする。
- (3) 海外旅行傷害保険は各自で必ず加入し、その費用は各自の負担とする。
- (4) お土産代などの個人的な費用は各自の負担とする。
- (5) 参加費は第1回研修時に集金する。その後、参加者の都合により事業に参加できなくなった場合、参加費の返還は行わない。

## 13 応募及び参加者の決定

「令和7年度旭川市・水原市青少年交流 参加申込書兼承諾書」に必要事項を記入し、総合政策部都市交流課へ持参又は郵送（必着）による申し込みとする。応募者が予定している派遣人数を超えた場合は、抽選等により参加者を決定する。

## 14 その他

上記にない事項については、両市が協議して決定する。